# V 契約指定野菜安定供給事業

本事業は、生産者と実需者との野菜の契約取引を推進し、実需者のニーズに応える供給を行うため、指定野菜価格安定対策事業の対象ではなかった実需者(食品加工メーカー、外食産業、量販店等)との契約取引を対象として、平成14年の野菜法の改正により創設された事業です。

また、平成23年度より、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」といいます。)において野菜法の特例として、野菜指定産地によらずリレー出荷による周年供給に取り組む生産者を本事業の対象(後述の「数量確保タイプ」が対象。)とするなどの措置が講じられました。

# 1. 事業の仕組み

# (1) 対象野菜·対象産地

指定野菜価格安定対策事業(以下「指定野菜事業」といいます。)の対象野菜(キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、レタス、たまねぎ、ばれいしょ、ほうれんそうの14種類)及び対象産地と同じです。

また、きゅうり、だいこん、トマト、ばれいしょ(砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律の対象となるでん粉原料用を除く。)及びピーマンでもっぱら加工用原料となる品種に属するものも対象となります。

さらに、これらの野菜に新たな属性を付加することとならない簡易な処理を 行ったものも対象となります(「簡易な処理」については、パンフレット等を 参照頂き、不明な場合は個別に機構へ問い合わせてください。)。

# (2)対象となる契約取引

ア. 出荷者及び実需者(契約事業の対象となる指定野菜(以下、「契約対象野菜」といいます。)を原料又は材料として使用することにより食品の製造又は加工を業とする者又は契約対象野菜の小売を業とする者をいう。以下同じ。)を当事者とする契約取引で、交付予約を行う前にあらかじめ書面によ

- り締結することが必要です。
- イ. また、出荷者と中間業者(出荷団体等から買い受けた契約対象野菜を他の 事業者に販売することを業とする者をいいます。以下同じ。)が書面により 締結している契約取引も対象となります。
- ウ. 契約取引を締結した書面(以下「契約書」といいます。)には、次に掲げる事項を定めることが必要です。
  - (ア) 当該契約の対象となる指定野菜の種別
  - (イ) 契約の対象となる指定野菜の供給期間
  - (ウ) 生産者が実需者等(前述の(2)のア及びイの者をいう。以下同じ。)に 供給しようとする対象野菜の数量
  - (エ)対象野菜の価格に関する事項(価格、価格の決定方式(市場価格連動 契約の場合)等)
  - (オ) 契約に従って契約数量を供給する上で不足が生じた際に同一の種別に 属する指定野菜の供給を行うことに関する事項(定量・定価格契約において数量確保費用交付金の補てんに加入する場合)
  - (カ) その他必要な事項

なお、生産者と実需者が基本契約を締結し、数量については、別途、出荷に係る責任者印のある書面(以下「確認書等」といいます。)を作成した場合も事業の対象となります。この場合、確認書等は基本契約書と一体的な文書であることが必要ですので、以下によりその確認を行います。

- ① 数量を定めた確認書等が、基本契約書と一体的な文書であることが明確になっていること。
- ② 確認書等は、基本契約書の締結者と関係のある責任者の押印(サインも可)のあるものであること。
- ③ 基本契約書の締結者と確認書等の締結者の関係を明らかにした書類を、提出すること。

- よくある疑問・質問に対する答—
- 経済連等が農協等から買付け、実需者等に販売している二者契約の場合、 価格低落に関する補てん(価格差補給交付金等及び出荷調整補給交付金等 (定価格契約型を除く))については、野菜法で規定する農協等との委託関 係が途切れることとなり、価格低落による生産者の経営上のダメージを防 ぐという観点ではなく、経済連等の経営リスクを回避するためになされる こととなるため、事業対象とはなりません。
  - 一方、価格高騰時を対象とする数量確保費用交付金については、実需者等と契約した者が当該契約数量の確保を履行するために、自らの責任で他から調達等を行った場合の掛増し経費を補てんするものであることから、要件を満たせば契約当事者である登録出荷団体を最終被交付者とする仕組みとなっており、要すれば生産者から野菜を買付け、実需者等に販売する契約を締結した経済連等の登録出荷団体についても対象となります。

なお、経済連等が傘下農協の委託品(無条件委託)を、市場出荷向け、 実需者等向け(定価売り)等の分荷を行っている場合は、一般的に傘下農 協からの買取りは発生しないこととなるため、仕向先変更(2の(3)の アを参照)による補てんの対象となります。

- 中間業者との契約取引の場合、モラルハザード防止の観点から、中間業者が、数量確保タイプにおいて受領した契約対象野菜のうち少なくとも交付金の交付対象となる数量を卸売市場に出荷することのないよう、例えば、予め契約当事者間で取り決めを交わしておく等の措置を行うことが望ましいと考えています。
- 市場経由の契約指定野菜安定供給事業(以下「契約指定野菜事業」といいます。)に係る取引において、指定野菜事業との重複を防ぐため、送り 状の任意の欄に「ケイヤク」等の表示を行うことをルール化する必要があります。登録出荷団体等で契約取引に係る出荷に当たっては、関係卸売会 社等にこの旨を周知させてください。
- 書面によらない電子取引については、当面事業参加が見込めないため本 事業の対象としていませんが、今後ニーズが生じた時点で取り込む方向で います。

# (3) 対象となる出荷団体及び生産者

出荷団体及び生産者が本事業に参加するためには、機構に登録する必要があります。なお、この登録は指定野菜事業と共通であり、既に登録を受けている場合は新たに登録を受ける必要はありません。

# (4) 対象となる実需者等

- ア. 例えば、加工業者、外食業者等のエンドユーザー及び小売店をいいます。
- イ. また、中間業者である卸売業者、仲卸業者、商社等も対象となります。
- ウ. 定款又は直近の事業報告書若しくは会社概要等により実需者等の業務範囲 について確認を行うため、登録出荷団体等が予約申込みを行う際にこれらの 書類を添付しなければなりません。

## よくある疑問・質問に対する答 —

- 産直のように不特定多数の消費者に供給するものは事業対象となりません が、生協の消費者グループは個々の消費者の組合であることから実需者(小 売店)として事業の対象となります。
- 経済連が51%以上出資している、直販、カット工場等の子会社であっても、 法人格が異なることが確認できれば、出荷者と実需者として事業の対象となります。

# (5) 六次産業化法の特例措置 (リレー出荷の促進)

# ア. 対象となる事業

契約指定野菜事業のうち、「定量供給契約における供給量確保の掛増し経費に係る数量確保費用交付金(数量確保タイプ)」となります。

# イ. 対象者

六次産業化法に基づき、「産地連携野菜供給契約(複数の産地の生産者によるリレー出荷のための契約)」を実需者と締結のうえ、「総合化事業計画」を作成し、農林水産大臣の認定を受けた生産者(指定産地外の生産者も含む。)も登録生産者とみなされ支援対象となります。

また、既に登録生産者となっている者も六次産業化法の認定を受けた場合、支援対象となります。

# ウ. 産地連携野菜供給契約に係る指定野菜の供給期間

数量確保費用交付金の交付を受けるためには、次に掲げる要件の全てに該当する産地連携野菜供給契約を締結する必要があります。

- (ア) 当該契約に係る指定野菜の供給期間が連続(各登録生産者等ごとの当該指定野菜の供給期間(以下「個別供給期間」といいます。)が重複することを含む。)し、複数の当該指定野菜の対象出荷期間にまたがること。
- (イ) 当該契約に係る個別供給期間がそれぞれ30日を超え、かつ、個別供給期間における取引価額が10日を超える期間において固定された価額であること。
- (ウ) 当該契約に係る全ての個別供給期間が重複する期間が、当該契約に係る指定野菜の供給期間の5割を超えないこと。

## 工. 負担割合

六次産業化法の認定を受けた契約に対する負担割合は、国:県法人:生産者=50:10:40と、従来の事業とは異なっています。

さらに特例的に、六次産業化法の認定を受けた生産者の農地面積のうち、 野菜指定産地・特定産地(特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金等交付 事業の対象とする産地)の面積が50%未満の割合であって、かつ、産地強化 計画(契約取引推進タイプ)を策定し、都道府県知事の認定を受けた場合に は、国:県法人:生産者=50:0:50となります。

#### オ. 発動要件の緩和

六次産業化法の認定を受けた生産者が産地連携野菜供給契約に基づきリレー出荷に取り組む場合、対象野菜の対象出荷期間ごとに、110%、120%又は130%に発動要件(指標価格は実施細則別表11を参照)が引き下げられました。

# カ. 生産者の手続き

(ア) 六次産業化法の認定手続き

- ① 生産者等は、実需者との間で「産地連携野菜供給契約」を締結。
- ② 生産者等は、「総合化事業計画」を作成し、農林水産大臣からの認 定を受けます。総合化事業計画の申請手続きについては、地方農政局 経営・事業支援部事業戦略課等へお問い合わせください。

# (イ)機構への予約申込み

総合化事業計画が複数の生産者等で作成された場合であっても、生産者等の認定は「生産者」又は「生産者の組織する団体」ごとです。

機構は農林水産大臣からの通知に基づき、この認定単位で登録簿への 記載を行いますので、予約申込みもそれに準じて申込みを行ってください。 なお、交付金等の申請及び支払いの手続きは、現行どおりです。

# 2. 補てん内容

- (1) 市場価格連動契約における価格低落時の価格差補給交付金等(価格低落タイプ)
- ア. 卸売市場価格に連動して取引価格が設定される契約取引について、平均取引価額が保証基準額(基準価格の90%)を下回った場合に、保証基準額と平均取引価額との差額の9割が交付されます。

ただし、平均取引価額が最低基準額 (基準価格の55%)を下回った場合には、保証基準額と最低基準額との差額の9割が補てんされます。

- イ. 当該補てんでは、指定野菜制度と同様な発動、資金造成等を行うこととし、 指定野菜制度の仕組みに準拠します。
- ウ.「市場価格に連動」とは、取引価格が特定の卸売市場価格を用いるか又は 当該卸売市場価格に一定の係数を乗じるか若しくは当該卸売市場価格に一定 額を加減するといった方法の他、これらの方法に算定される取引価格と実質 的に同等の水準になるような価格設定をしている場合となります。
- エ. 価格の設定期間は、原則、旬決めですが、契約期間中3回以上の取引価格を設定する場合であって、最も長い取引価格の設定期間が最も短い取引価格の設定期間のおおむね2倍以内であるときは、1ケ月以内で設定できます。しかし、月決め以上は対象となりません。
- オ. 市場価格連動契約に係る補てんを受ける登録出荷団体等は全量を契約生産 する者に限定はしません。契約取引、市場出荷両方を行う者も対象となりま す。
- カ.機構は、旬ごと又は月ごとに平均取引価額を算定し、翌旬に、機構のホームページに掲示しますので、登録出荷団体等は、交付の発動の有無をこれにより確認することができます。

#### ─ よくでる用語の解説 ──

- 基準価格とは、卸売市場の過去6ヵ年の卸売価格の平均価格をいいます。
- 保証基準額は、基準価格の90%相当(10銭の位で2捨3入、7捨8入し 0銭、50銭とする。)
- 最低基準額は、基準価格の55%相当(1銭未満の端数を4捨5入する。) 「保証基準額」「最低基準額」は実施細則の別表9に定められています。
- 平均取引価額とは、全国10ヵ所の中央卸売市場の加重平均価額で全国一律 に日別又は旬別に機構が算定し、ホームページで公表しています。したがっ て、平均取引価額は個々の契約価格とは直接関係はありません。

機構のホームページのアドレスは、次のとおりです。

[http://www.alic.go.jp/operation/vegetable/stability-price.html]

# よくある疑問・質問に対する答 -

○ 契約書に取引価格は「市場価格に連動」((1)のウ)と明記されていない場合は本事業の対象となりません。また、(1)のウの「特定の卸売市場価格」とは、当該登録出荷団体等が選んだ市場(通常は、当該団体等の価格指標市場の価格)をいいます。

なお、当該特定卸売市場の価格が低落した場合であっても、全国一律の平均取引価額が全国一律の発動基準に達しない場合は、発動対象旬とはなりません。

# (2) 出荷調整に係る出荷調整補給交付金等(出荷調整タイプ)

- ア. 作柄不良等による供給量不足を避けるため、契約数量以上の作付けを行った野菜について、価格低落時に出荷調整(産地廃棄等)を行った場合に、基準価格又は契約価額のいずれか低い額の4割が交付されます。
- イ. 平均取引価額が発動基準価額(基準価格の70%)を下回った場合に発動されます。
- ウ.機構は、発動基準価額を下回った日が発生した場合に出荷調整(産地廃棄 及び家畜飼料)の実施を認めることとして、発動要件を満たす日に該当する か否かをその翌日に機構のホームページで公表することとします。

登録出荷団体等は、発動の要件を満たす日から5日以内に機構に実施を申 し出て出荷調整を行った場合、その野菜に対し交付金等が交付されます。

出荷調整の実施時期は、発動基準価額を下回った場合の日を含む旬の翌旬までです。

## 上くでる用語の解説 ——

○ 発動基準価額とは、ある旬が出荷調整タイプの対象旬に該当するかどうか の基準で、基準価格の70%相当とし、実施細則別表10に定められています。

## よくある疑問・質問に対する答

- 出荷調整補給交付金等に係る平均取引価額は、全国10か所の中央卸売市場の加重平均価額で、機構が日ごとに算定し、翌日に機構のホームページで公表します。
- 登録出荷団体等は、出荷調整を実施する旨を機構に所定の様式でFAX等で申し出ます。
- 出荷調整とは、産地廃棄(ほ場すきこみ等)の他、国内消費者への食用の 用途以外の活用として家畜の飼料とすることです。具体的な手法については 「契約指定野菜安定供給事業における出荷調整実施手順」を参照してください。

# (3) 定量供給契約における供給量確保の掛増し経費に係る数量確保費用交付金 (数量確保タイプ)

ア. 定量・定価格供給を内容とする契約取引においては、あらかじめ余裕を持った生産・出荷になるよう計画を立てることと思いますが、天候による作柄変動等生産者の責に帰することのできない事情により、自己の生産物によって契約数量を充足できなくなった場合においては、市場等に出荷する予定のものを契約取引に仕向けること(仕向先変更)により契約数量の確保に努めることとします。この場合の補てん額は、平均取引価額と契約価額の差額の7割となります。

イ. また、供給不足を補うため、市場、他の農協等から購入して契約数量の供給を行ったときは、購入価額と契約価額との差額の9割が交付されます。

この場合、不足分に充当する指定野菜は、国内の産地(野菜指定産地でなくてもかまいません。)で生産されたものに限られます。

ただし、この場合の産地表示については、実際に生産された都道府県又は 地域の名称により、適正な表示を行うよう注意してください。

- ウ. 不足分を購入した場合、補てんされる価格の購入限度価額は原則、旬ごとに契約価額の150%ですが、生産者の選択によって、200%、300%、400%とすることも可能です。
- エ.発動要件は、平均取引価額が指標価額(基準価格の130%(六次産業化法の認定を受けたリレー出荷については、品目等に応じて(実施細則別表11)110%、120%又は130%のいずれか。))を上回った旬に個別契約により出荷した場合ですが、当該要件に該当しない場合であっても、特定の地域での激甚災害(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条第1項に規定するものをいいます。)又は病害虫の著しい発生により、供給すべき対象野菜に不足を生じた場合には、供給量の確保が必要なことについて県知事の認定を受けた上で、機構が補てんを認めることとしています。例えば、登録出荷団体等は、病害虫の発生により量の確保ができなかった場合には、①県知事の認定、②当該野菜指定産地の属するブロックにおいて当該指定野菜の価格が指標価額を上回っている資料を添付して交付金交付の申請を行います。

さらに、平均取引価額が指標価額を上回っていない場合であっても、局所的な気象災害等による契約取引の供給不足を補うため仕向先変更や市場、他の農協等から購入して契約数量の供給を行った場合においても補てんの対象となります。この場合は、局所的な気象災害等を証明する資料を添付して交付金交付の申請を行います。

オ.機構は、旬ごとに当該旬1旬前の事業の発動の有無をホームページで公表 しています。登録出荷団体等は、この発動状況に関する情報により事業の発 動の有無を確認することができます。

なお、登録出荷団体等は、数量確保費用交付金の交付をうけようとすると きは、事業の発動の対象となったことがホームページに公表された後、1旬 (さといも、たまねぎ及びばれいしょにあっては1月)以内に個別契約により出荷した該当旬の出荷数量を機構に文書等で通知して下さい。

## よくでる用語の解説一

- 指標価額とは、当該旬が数量確保タイプの対象旬に該当するかどうかの基準で、基準価格の110%、120%又は130%相当であり、実施細則の別表11に定められています。
- 購入限度価額とは、供給量確保対象旬において、契約数量の不足分を充当するために要した経費等に対する補てんの上限価格で、前述のように旬ごとに契約価額の150%、200%、300%、400%の選択が可能です。

# ─ よくある疑問・質問に対する答 ─

○ 数量契約ではなく、加工メーカー等による全量買い上げのように作付面積 に応じた全量契約の場合は、本事業の対象とはなりません。

# 3. 交付予約の申込手続

# (1) 交付予約の申込時期

機構への交付予約の申込時期は1月と7月を除く毎月20日(8月に限り31日) とします。なお、交付予約の申込みについては、事前に都道府県と予約数量等を 調整することが必要です。

申込期限	対 象 種 別
2月20日	春キャベツ4-5/20、春だいこん4-6、たまねぎ(即売もの)4、春ねぎ4-6、同(青ねぎ) 4-6、同(こねぎ)4-6、ばれいしょ (即売もの)4-6、春レタス(結球)4-5、同(非結球)4-5、春はくさい4-6、冬春ピーマン4-5、春夏にんじん4-5、ほうれんそう4-6
3月20日	冬春きゅうり5-6、たまねぎ(即売もの)5-6、冬春トマト(にいかを除く)5-6、同(ミニトマト)5-6、冬春なす5-6
4月20日	春キャベツ5/21-6、秋冬さといも6-7、春夏にんじん6-7、夏秋ピーマン6-7、夏 秋レタス(結球)6-7、同(非結球)6-7
5月20日	夏秋キャベツ7-10、夏秋きゅうり7-9、夏秋なす7-9、夏ねぎ7-9、同(青ねぎ)7-9、同(こねぎ)7-9、夏はくさい7-8/10、ばれいしょ7-9、ほうれんそう7-9、夏だいこん7-9、たまねぎ7-10、夏秋トマト(ニトマトを除く)7-9、同(ニトマト)7-9
6月20日	秋冬さといも8-9,たまねぎ(即売もの)8-12、秋にんじん8-10、夏はくさい8/11-9、 夏秋ピーマン8-10、夏秋レタス(結球)8-10、同(非結球)8-10
8月31日	夏秋きゅうり10-11、秋冬さといも10-12、秋冬だいこん10-12、夏秋トマト(ミトトを除く)10-11、同(ミトトト)10-11、夏秋なす10-11、秋冬ねぎ10-12、同(調製)10-12、同(青ねぎ)10-12、同(こねぎ)10-12、秋冬はくさい10、ばれいしょ10-12、ほうれんそう10-12
9月20日	冬キャベツ11-12、たまねぎ(貯蔵もの)11-3、冬にんじん11-12、同(金時)11-12、 秋冬はくさい11-12、冬春ピーマン11-12、冬レタス(結球)11、同(非結球)11
10月20日	冬春きゅうり11/21-2、冬春なす12-2、冬レタス(結球)12-2、同(非結球)12-2、冬春トマト(ミニトマトを除く)12-2、同(ミニトマト)12-2
11月20日	冬キャベツ1-3、秋冬さといも1-3、秋冬だいこん1-3、たまねぎ(即売もの)1-4、 冬にんじん1-3、同(金時)1-3、秋冬ねぎ1-3、同(調製)1-3、同(青ねぎ)1-3、同 (こねぎ)1-3、秋冬はくさい1-3、ばれいしょ1-3、同(即売もの)1-3、冬春ピーマ ン1-3、ほうれんそう1-3
12月20日	冬春きゅうり3-4、冬春トマト(ミニトマトを除く)3-4、同(ミニトマト)3-4、冬春なす3-4、 冬レタス(結球)3、同(非結球)3

# (2) 事業の選択

- ア. 契約指定野菜事業の補てん措置については、契約取引の内容に応じて、① 価格低落タイプ、②出荷調整タイプ、③数量確保タイプの3タイプ、又は、 ①と②、②と③の組合せのタイプから適宜選択します。
- イ. 登録出荷団体等は、指定野菜事業と契約指定野菜事業のいずれも選択できます。ただし、同一の野菜を重複して指定野菜事業と契約指定野菜事業の両

方に交付予約することはできません。

ウ. 市場経由の契約取引については、指定野菜事業への参加か、契約指定野菜事業への参加か、という選択があります。

# よくある疑問・質問に対する答

○ 「同一の野菜を重複して予約できない」とは、例えば、夏秋レタスを全体で1,000トン生産した場合、それぞれの事業に500トンずつ予約することはできるが、1,000トンずつ予約することはできないことを意味します。

# (3) 交付予約に係る野菜の供給契約の取扱いについて

- ア. 登録出荷団体等と実需者等との間の野菜の供給に係る契約の締結は交付予 約の前に行う必要があります。
- イ. 複数の実需者等との契約について、1つの業務区分に交付予約を申し込み たい場合、実需者等ごとばらばらに申し込むのは煩雑です。そこで複数の実 需者等分を大くくりにまとめ、1度に申し込めることとしています。

交付予約の「大くくり」とは、個別契約ごとの契約数量を合計し、これに係る交付予約数量を予約することであり、契約価額は、個別契約ごとの契約 価格から算定される加重平均価額(運賃相当額及び消費税相当額は控除します。)とすることです。

ウ. 交付金支払の際には、個々の契約を特定することなく、価格低落タイプは 低落時の出荷数量に応じて、出荷調整タイプは出荷調整数量に応じて、数量 確保タイプは手当てした数量に応じて、それぞれ一括して支払うこととなり ます。

# — よくある疑問・質問に対する答 ─

○ ひとつの業務区分の交付予約申込みにおいて、ある登録出荷団体等で、 契約取引先の実需者等が複数あり、その契約価額と契約数量がばらばらで ある場合、あるいは出荷期間が取引先によって日別単位、週別単位等異な る場合は、それを加重平均して旬別に契約価額を算定し、数量も個々の契 約数量を合計して、当該登録出荷団体等の一本の契約価額と契約数量とし ます。

# (4) 交付予約の申込書について

- ア. 登録出荷団体等と実需者等と機構の関係
  - (ア) 交付予約申込書には、本事業を適正に実施する観点から、機構が登録 出荷団体等及び登録出荷団体等を通じて契約取引の相手方たる実需者等に 対して、契約の内容、交付金の交付状況に関する確認及び調査のため、資 料その他の情報の提供を求めることができるようにするとともに、不正に 交付金を受給していると判断できる場合には、不正受給者に対してペナル ティ措置を講じることができるようにするため、交付予約申込書にその旨 を明記することとしています。
  - (イ)また、これらを担保することから、交付予約の申請書の添付書類として登録出荷団体等と当該登録出荷団体等と契約を行う実需者等の連名による「調査等への協力について」を添付しなければなりません。(登録出荷団体等と実需者等と機構の関係)

なお、契約書に同様の内容を約する条項を定めた場合は添付不要となります。

- イ. 交付予約申込書に記載する事項は、次のとおりです。
  - (ア) 対象野菜の種別
  - (イ)対象出荷期間
  - (ウ) 交付予約を申し込む補てんのタイプ
  - (エ) 交付予約を申し込む補てんのタイプ別の交付予約数量
  - (才) 契約価額
  - (カ) 契約内容(定量契約、定価格契約、市場価格連動契約)

# -よくある疑問・質問に対する答 ―

○ 交付予約数量は、①価格低落タイプに申し込むときは、契約数量を限度とし、②出荷調整タイプに申し込むときは、契約数量の3割を上限とし、③数量確保タイプに申し込むときは、契約数量の5割を上限とします。

なお、①価格低落タイプについては、数量に幅を持たせる内容の契約も対象となります。ただし、数量の幅の下限値は、上限値の140分の60以上とします。この場合の交付予約数量は数量の幅の上限値までです。

# (5) 交付予約の申込手続

ア. 登録出荷団体等が交付金交付の予約申込みを行う際には、対象出荷期間ご とに交付予約数量を決めて、所定の交付予約申込書により機構(又は機構か ら委託を受けている場合は県法人)に提出します。

なお、事業加入者の事務負担の軽減及び加入促進等の観点から、平成25年度 (6月20日申込期限分)の運用から、交付予約における運用改善を行うこととしました。

具体的には、全てのタイプについて、旬別に予約数量を設定したうえで交付予約を行う仕組みとしていたものを、指定野菜価格安定対策事業と同様に、対象出荷期間ごとに一括して交付予約ができることとしました。

- イ. 交付予約申込書に添付する資料は次のとおりです。
  - (ア) 月(旬) 別の契約取引、非契約取引別出荷計画
  - (イ) 契約取引に関与する農協(経済連等の場合)又は生産者一覧
  - (ウ) 契約指定野菜安定供給事業に係る調査等への協力について
  - (エ) 個別の契約書の写し(個別契約書と一体的な文書として数量等を別途 定めた場合はその文書を含む)
  - (オ) 実需者等の業務範囲のわかる資料(定款又は事業報告書若しくは会社 概要等)
- ウ. 交付予約申込書は機構に提出しますが、都道府県は事前に予算措置及び登録出荷団体等が作成した供給計画等との整合性に留意しつつ、適正な交付予約申込数量となるよう指導することとされています。
- エ. 交付予約の申込期限は、特例として、契約数量が申込期限までに整わない場合で、当該申込期限までに別記様式第17-2号に従い届け出たときは、契約期間開始の日の前日の10日前の日まで延長できます。

# (6) 交付予約の審査

ア.機構は、交付予約申込みの内容、特に、実需者等との契約内容(契約価額の設定方法、契約数量、契約期間、実需者等の業務内容等)について審査します。契約の大くくりをして交付予約をしますが、個々の契約内容が本事業の対象として適切かどうかについて判断する必要があるため、機構への交付予約申込み時に個々の契約についても契約書の写しを必要とします。

なお、機構は、交付予約の審査に係る事務の一部を県法人に委託する場合 があります。

イ.機構が行う交付予約の具体的な審査内容は次のとおりです。

# 【共通事項】

- (ア) 当該契約が、指定野菜の種別ごとの出荷時期前にあらかじめ締結され た契約か否か。
- (イ) 契約数量が、具体的な数値(○○トン等)で契約書に明示されているか。
- (ウ) 契約数量が、供給能力に比べて過大となっていないか。
- (エ) 契約当事者である実需者等の業務範囲は適切か(加工、外食、小売等か)。

# 【価格低落タイプの場合】

契約価額の設定手法が市場価格連動契約として適切か。

【出荷調整タイプの場合】

定量供給契約か。

【数量確保タイプの場合】

定量供給・定価格契約か。

# (7) 交付予約数量の承諾と負担金の納入依頼

- ア. 機構は、交付予約の審査の結果、これが適当と判断できる場合は、登録出 荷団体等に交付予約を承諾する旨を通知します。
- イ. 負担金の納入期限や納入通知書の送付は指定野菜事業に準じた扱いとなりますが、申込期限までに実施細則別記様式第17-2号で届け出ることにより、契約期間開始の日の前日の10日前の日まで延長した場合は、負担金納入期限は契約期間開始の日の前日までにすることができます。

# ─ よくある疑問・質問に対する答 ──

○ 負担金が納入期限までに納入されなかった場合は、延滞金が課されること となります。

# 4. 資金の造成

# (1) 資金の造成

ア. 資金は、機構に造成します。

負担割合は、国:県法人:登録出荷団体等=2:1:1です。

- イ. 資金の区分は、次のとおりとし、登録出荷団体等ごと、補てんのタイプごと、業務区分ごとに管理します。
  - (ア) 契約指定業務資金(登録出荷団体等の負担金)
  - (イ) 契約指定助成業務資金(県法人の納付金)
  - (ウ) 契約指定共通業務資金(国の補助金)
  - (エ) 契約指定特別業務資金(国、県法人、登録出荷団体等の(調整)資金)
  - (オ) 資金の繰入れ、交付の財源、負担金の返戻等は指定野菜事業に準じます。

# (2) 資金の造成額

3つのタイプ別の資金造成額の算出方法は次のとおりであり、登録出荷団体等はそれぞれその4分の1相当額を負担します。なお、本事業にあっては、交付予約数量を対象出荷期間ごとに設定していることから、資金造成額の計算も対象出荷期間ごとに行うこととなります。

# ア. 価格低落タイプの資金造成額

資金造成単価は、実施細則別表9に定める額(保証基準額と最低基準額の 差額の90%相当)で、これに交付予約数量(契約数量を上限)を乗じて得た 額が資金造成額となります。

○算式:資金造成単価×交付予約数量(契約数量を上限)

# イ. 出荷調整タイプの資金造成額

資金造成単価は、実施細則別表10に定める額(基準価格の40%相当)で、これに交付予約数量(契約数量の30%を上限)を乗じて得た額が資金造成額となります。

なお、契約価額が基準価格を下回る場合は、契約価額の40%相当とします。

- 市場価格連動契約の場合:
- ○算式:資金造成単価×交付予約数量(契約数量の30%を上限)

- ・定価格契約の場合で、契約価額が基準価格を上回る場合:
- ○算式:資金造成単価×交付予約数量(契約数量の30%を上限)
- ・定価格契約の場合で、契約価額が基準価格を下回る場合:
- ○算式:(契約価額×40%)

×交付予約数量(旬別契約数量の合計の30%を上限)

ウ. 数量確保タイプの資金造成額

資金造成単価は、購入限度価額と契約価額の差額の90%とし、これに交付 予約数量(契約数量の50%を上限)を乗じて得た額が資金造成額となります。 ただし、仕向先変更のみで数量を確保する場合、資金造成単価は、購入限 度価額と契約価額の差額の70%です。

- ・「購入充当」の場合
- ○算式:(購入限度価額-契約価額)×90% ×交付予約数量(契約数量の50%を上限)
- ・「仕向先変更」の場合
- ○算式:(購入限度価額-契約価額)×70% ×交付予約数量(契約数量の50%を上限)
- エ. 出荷調整タイプ、数量確保タイプの両方を申込む場合の資金造成

契約野菜事業では3タイプ(価格低落タイプ、出荷調整タイプ、数量確保タイプ)のうち、同じ対象野菜で、同一の出荷期間の契約について、出荷調整タイプ及び数量確保タイプの両方を申込むことが出来ます。このような場合には、資金造成額のいずれか多い方の資金造成を行うだけでよいことになり、少ない方は計画のみとなります。

# 5. 交付金の申請

## (1) 事業の発動

機構は、登録出荷団体等に対してホームページにより、事業タイプごとの発動の有無を公表しています。

具体的には、全国の代表的な卸売市場の旬別平均価格(平均取引価額)が、各タイプの発動基準価額、すなわち①価格低落タイプは、旬ごとに基準価格の90%を下回った場合、②出荷調整タイプは、基準価格の70%を下回った日があった場合、③数量確保タイプは、旬ごとに基準価格の110%、120%又は130%を上回った場合に、それぞれ交付金交付対象旬として公表されます。

なお、数量確保タイプにおいては、激甚災害と認定された場合だけでなく、 局所的な気象災害等による場合でも、契約取引の供給不足を補うため仕向先変 更や市場、他の農協等から購入して契約数量の供給を行ったときは、平均取引 価額が指標価額を上回っていない場合であっても、補てん対象となります。

登録出荷団体等は、交付金交付対象旬に、各タイプ別の事業を実施した場合は、当該対象出荷期間終了後3ヵ月以内に生産者補給交付金等の交付申請を機構に行うこととします。ただし、特定の地域における激甚災害等の場合は県知事の認定後、遅滞なく申請することとします。

# (2) 交付金交付額の算出方法

# ア. 価格低落タイプ

交付金単価は、平均取引価額と保証基準額より算出します。

具体的には、平均取引価額が保証基準額を下回った旬に平均取引価額と保証基準額の差額の90%を交付金単価とし、その旬に実需者等に出荷した数量を交付対象数量として乗じて得た額が交付金額となります。

ただし、平均取引価額が最低基準額を下回った場合には、保証基準額と最低基準額の差額の90%を交付金単価とします。

なお、対象出荷期間の出荷数量の合計が交付予約数量を上回る場合は、交付予約数量を各旬に按分した数量を、交付対象数量とします。

- ・平均取引価額が最低基準額を上回る場合:
- ○算式:(保証基準額-平均取引価額)×0.9×交付対象数量

- ・平均取引価額が最低基準額を下回る場合:
- ○算式:(保証基準額-最低基準額)×0.9×交付対象数量

## イ. 出荷調整タイプ

交付金単価は、資金造成単価又は契約価額の40%相当額のいずれか低い額 とし、出荷調整した数量(出荷調整相当数量)を交付対象数量として乗じて 得た額が交付金額となります。

なお、発動旬の出荷調整相当数量の合計が交付予約数量を上回る場合は、 交付予約数量を各発動旬に按分した数量を、交付対象数量とします。

- 市場価格連動契約の場合
- ○算式:資金造成単価×交付対象数量
- ・定価格契約で、契約価額が基準価格を上回る場合:
- ○算式:資金造成単価×交付対象数量
- ・定価格契約で、契約価額が基準価格を下回る場合:
- ○算式:(旬別の契約価額×0.4)×旬別の交付対象数量
- ・出荷調整相当数量の算定は、次のとおりとします。

		市場出荷分	契約取引分	出荷調整分	合	計
計	画	Е	D		D+E	
実	績	A	В	С	A+B+C	

算定にあたっては、交付予約申込みの際提出した「契約取引に関与する生産者一覧(農協一覧)」のうち、実際に出荷調整を実施した生産者又はほ場の数量で行います。

#### ○算式:

出荷調整相当数量 (  $(A+B+C) \times D \div (D+E) - B$ で算出した数量) か出荷調整実績 (C) のいずれか少ない数量

#### ウ. 数量確保タイプ

交付金の交付額は、

(ア) 市場出荷予定分を契約数量の不足分に充当し、実需者等に出荷した場合にあっては、平均取引価額と契約価額の差額の70%を交付金単価とし、

「充当見込相当数量」を交付対象数量として乗じて得た額が交付金額となります。

なお、発動旬の充当見込相当数量の合計が交付予約数量を上回る場合は、 交付予約数量を各発動旬に按分した数量を、交付対象数量とします。

- ○算式:交付金単価×交付対象数量
  - (イ) 市場等から購入した場合には、購入価額と契約価額の差額の90%を交付金単価とし、購入数量を交付対象数量として乗じて得た額が交付金額となります。なお、発動旬の購入数量の合計が交付予約数量から「充当見込相当数量」を控除して得た数量を上回る場合は、交付予約数量から「充当見込相当数量」を控除して得た数量を各発動旬に按分した数量を、交付対象数量とします。
- ○算式:交付金単価×交付対象数量
- ○充当見込相当数量の算定は、次のとおりとします。

		市場出荷分	契約取引分	合 計
計	画	D	С	C+D
実	績	В	A	A+B

算定にあたっては、交付予約申込みの際提出した「契約取引に関与する農協(経済連の場合)又は生産者一覧」の数量で行います。

〇算式: A - (A+B)  $\times$  C÷ (C+D) で算出した数量

なお、市場出荷予定分を契約数量の不足分に充当又は市場等からの購入した場合に係る交付金単価を算定する際の限度額は、交付予約申込みの際に選択した契約価額の150%、200%、300%、400%とします。

○交付金交付額の算出に際して、交付予約数量を各旬に按分して交付対象数量 を算出する場合は、次のようにして計算します。

○計算例1:価格低落タイプにおいて、全6旬が交付対象旬となり、交付予約数量が45トン、旬別出荷数量の合計が52.51トンの場合。

月	旬	旬別出荷数量(kg)	計	算	式		旬別交付対象数量(kg)
	上	8, 500	45,000	×	8,500 52,510	=	7, 284
7	中	9, 750	45,000	×	9,750 52,510	=	8, 356
	下	10, 230	45,000	×	10,230 52,510	=	8, 767
	上	8, 490	45,000	×	8,490 52,510	=	7, 276
8	中	7, 950	45,000	×	7,950 52,510	=	6, 813
	下	7, 590	45,000	×	7,590 52,510	=	6, 504
計		52, 510	_				45,000

○計算例2:数量確保タイプにおいて、以下の3旬が発動旬となり、交付予約数量が60トン、発動旬の充当見込相当数量の合計が80トンの場合。

月	旬	充当見込相当数量(Kg)	計	算	式	交付対象数量(kg)
	上	20,000	60,000	×	$\frac{20,000}{80,000} =$	15,000
7	中	16,000	60,000	×	$\frac{16,000}{80,000} =$	12,000
	下					
	上					
8	中	44,000	60,000	×	$\frac{44,000}{80,000} =$	33,000
	下					
i	+	80,000				60,000

注:計算については、交付対象数量は整数で記入し、その合計が 交付予約数量を上回らないように調整します。

# (3) 交付金交付の申請手続

登録出荷団体等は機構に対して、補てんのタイプ別に交付金交付申請書に必要な資料を添付して、交付金の交付申請を行います。

## ア. 価格低落タイプ

基本的には、指定野菜事業に準拠しますが、異なる事項は、実需者等に実際に契約価額が市場価格と連動されて取引されたことを証明できる資料(交付金が交付される旬の前後からの契約価額の算定方法、契約価額の推移、契約価額の算定に用いた市場価格の推移等)を添付して申請します。

## イ. 出荷調整タイプ

- (ア) 契約出荷しようとしていた野菜を出荷調整したことがわかる資料を添付して申請します。
- (イ) 登録出荷団体等は、交付予約申込みの際に提出した市場出荷(契約以
- 外)・契約取引別出荷計画と併せて出荷実績を記載した資料も提出します。
- (ウ) 交付金が交付される出荷調整数量は、実際に行った出荷調整分のうち 契約出荷分に相当する数量と交付予約数量のいずれか少ない数量としてお り、この判断は市場出荷(契約以外)・契約取引別出荷計画と出荷実績を 照合して判断します。
- (エ) 出荷調整の確認は登録出荷団体等が自ら行います。(生産者の出荷計画数量と出荷等実績数量を比較し、写真等により特定したほ場での出荷調整する数量が適当と判断できれば出荷調整を確認したこととみなします。)
- (オ) 登録出荷団体等が機構に提出する資料は次のとおりです。
  - ① 市場出荷(契約以外)・契約取引別出荷計画
  - ② 市場出荷(契約以外)・契約取引別出荷実績
- (カ) 登録出荷団体等が別途保管する資料は次のとおりです。
  - ① 廃棄等数量がわかる写真 (廃棄したものを現場で並べている等)
  - ② ほ場の場所を示した地図及び現況の写真
  - ③ 出荷調整方法がわかる写真
- (キ) 出荷調整を行う場合に、登録出荷団体等は、
  - ① 事前に日時・場所を機構に通知します。

- ② 出荷調整の実施状況が確認できる写真・図面、出荷調整を実施した ほ場の地図等を作成・保管します。
- ③ 実施後は直ちにその旨を機構に通知するとともに、遅滞なく交付金 の交付申請を行います。
- ④ 機構は登録出荷団体等から提出された交付金交付申請書(出荷調整の実施状況の記録が添付されたもの)に基づき書面審査を行い交付金を交付します。

# よくある疑問・質問に対する答 -

○ 登録出荷団体等は、出荷調整で家畜の飼料とした場合、家畜農家の受領書 を保管します。

# ウ. 数量確保タイプ

- (ア) 市場出荷予定分を契約数量の不足分に充当し、契約数量どおりに実需 者等に出荷した場合
  - ① 当該補てんの交付予約の際には、あらかじめ、市場出荷(契約以外)・契約取引別出荷計画を策定し、交付申請の際には当該計画と併せて出荷実績を記載した資料を提出します。
  - ② 機構は、登録出荷団体等が策定した市場出荷(契約以外)・契約取引別出荷計画から契約出荷計画が契約書に記した契約数量等に照らし適正かどうかを判断します。
  - ③ 登録出荷団体等は、機構が発動要件をホームページで公表した後、 1旬(さといも、たまねぎ及びばれいしょにあっては1月)以内に、 市場出荷(契約以外)・契約取引別出荷実績を機構に提出します。
  - ④ 機構は、市場出荷(契約以外)・契約取引別出荷計画及び市場出荷 (契約以外)・契約取引別出荷実績から契約数量を確保するため市場 への出荷予定分を契約出荷に充当した数量を確認します。
  - ⑤ 機構は、販売実績集計表等により契約している実需者等に契約数量 どおり出荷されたかを確認します。

別途、登録出荷団体等が整備、保管する資料は次のとおりです。

① 市場への出荷伝票

- ② 実需者への出荷伝票
- ③ 実需者の受領伝票
- (イ)登録出荷団体等自らが、市場等から不足分を購入し、実需者等に提供 した場合
  - ① 当該補てんの交付予約の際には、あらかじめ、市場出荷(契約以外)・契約取引別出荷計画を策定し、交付申請の際には当該計画と併せて出荷実績を記載した資料を提出します。
  - ② 機構は、登録出荷団体等が策定した市場出荷(契約以外)・契約取引別出荷計画から契約出荷計画が契約書に記した契約数量等に照らし適正かどうかを判断します。
  - ③ 登録出荷団体等は、機構が発動要件をホームページで公表した後、 1旬(さといも、たまねぎ及びばれいしょにあっては1月)以内に、 市場出荷(契約以外)・契約取引別出荷実績を機構に提出します。
  - ④ 機構は、市場出荷(契約以外)・契約取引別出荷計画及び市場出荷 (契約以外)・契約取引別出荷実績から契約数量を確保するため市場 等から購入により充当した数量を確認します。
  - ⑤ 機構は、販売実績集計表等により契約している実需者等に契約数量 どおり出荷されたかを確認します。

なお、登録出荷団体等は、契約数量の確保ができなかった理由を明 記した資料を提出します。

- 別途、登録出荷団体等が整備、保管する資料は次のとおりです。
  - ① 市場等から購入した伝票(数量及び価格が記載されたもので購入した野菜が国産品であることを確認できるもの)
  - ② 実需者に出荷した伝票(市場から購入した野菜は除いたもの)
  - ③ 市場等から購入した野菜を実需者に出荷した伝票
  - ④ 実需者の受領伝票
- (ウ) また、全国一律の平均取引価額では発動に該当しないが、特定の野菜 指定産地で激甚災害又は病害虫の著しい発生により作柄が悪く、当該特定 の地域で価格が高騰する場合で発動の対象となるときは、①及び②で示し た資料の他に激甚災害又は病害虫発生の県知事による認定書等、作柄不良 の状況を示した資料(当該旬及び前後各旬の旬別入荷量及び価格の動向)

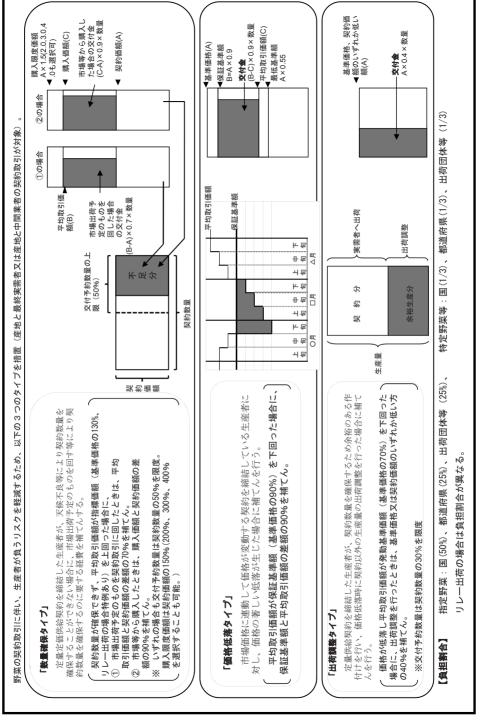
を添付して機構に提出します。

(エ) なお、局所的な気象災害等による契約取引の供給不足を補うため仕向 先変更や市場、他の農協等から購入して契約数量の供給を行った場合にも、 局所的な気象災害等を証明する資料を添付して機構に提出します。

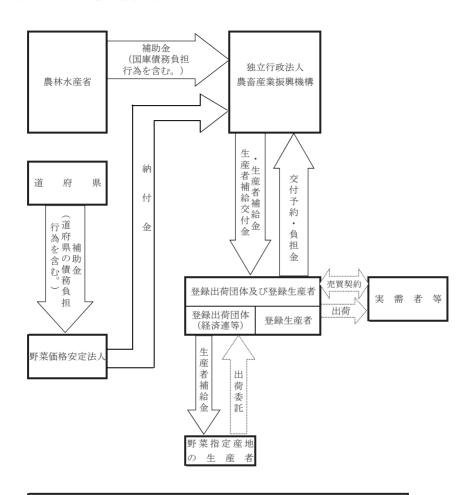
# (4) 交付結果の報告

登録出荷団体は、生産者等からの出荷の委託を受けている場合は、機構から 価格低落タイプ又は出荷調整タイプに係る交付金の交付を受ければ、あらかじ め定めた交付配分の基準に則し、速やかに生産者に生産者補給金を交付するこ とが必要です。また、その結果を所定の様式により機構に報告しなければなり ません。

# (参考) 契約野菜安定供給事業の概要



# 第Ⅴ-1図 事務手続きの流れ



対象品目:キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、 にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう、 レタス (14品目)